

一般財団法人ロートこどもみらい財団 助成金交付規程

第1条（目的）

この規程は、当財団の定款第3条及び第4条に基づき、子どもたちが自らを表現できる実社会に接続する様々な機会を提供するための諸般の体験、起業・研究活動に対し助成金を交付し、もってこれらの活動を奨励することを目的とする。

第2条（交付の対象）

1. 助成金の交付対象は、自らが積極的にアイデアを創出し、自分らしさを探求する活動を行おうとする個人もしくはグループ(個人が数人集まる形態)とする。
2. 助成金の交付を受けようとする者は当財団のメローに登録していなければならない。グループで申請を行う場合は、グループ参加者全員がメローに登録している者とする。
3. 本条第1項及び第2項に記載する者のうち、当財団が適当と認めた者とする。

第3条（助成対象活動費）

1. 当財団は、前条の助成対象の個人もしくはグループがその体験・起業・研究活動を行うために必要な活動費のうち、助成金交付の対象として選考委員会の議を経て当財団の代表理事が決定した経費について、助成金を交付する。
2. 前項の活動費には、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費等、活動に必要な経費を含むものとする。

第4条（申請手続）

助成金の交付を受けようとする個人もしくはグループは、所定の助成金交付申請書に事業計画書および収支予算書を添付して、代表理事に提出しなければならない。

第5条（交付決定）

1. 代表理事は、前条の規定による申請があったときは、選考委員会の議を経た上で交付決定を行い、申請者に諾否を通知する。
2. 助成金の振込方法及び時期については、助成金交付決定後、当財団と申請者との協議のうえ決定するものとする。
3. 交付した助成金は返還を求めない。

第6条（事業変更後の承認）

1. この助成金の交付を受けた個人もしくはグループは、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、遅滞なく代表理事に報告し、その承諾を得なければならない。
 - (1) 助成金の交付申請を取り下げようとするとき
 - (2) 助成対象事業額または助成対象事業の内容を変更しようとするとき
 - (3) 助成対象事業を中止または廃止しようとするとき

2. 代表理事が前項の規定に基づき承認を行おうとする場合には、選考委員会と協議するものとする。

第7条（報告義務）

助成金を受けた個人もしくはグループは、代表理事に対し、以下の報告義務を負うものとする。

- (1) 助成金の交付を受けた後3ヶ月以内に事業開始の報告を行わなければならない。
- (2) 助成事業の遂行状況及び支出状況について、年間事業報告、中間事業報告、経費報告、その他当財団から求められた報告を行うものとする。報告の形式は代表理事の指示に従うものとする。
- (3) その他、代表理事の要求があったとき、または助成事業を完了したときは、速やかに助成事業の遂行及び支出状況についての報告書に、必要書類を添付して、代表理事に提出しなければならない。

第8条（交付決定の取消等）

1. 代表理事は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、第5条の交付決定の全部若しくは一部を取消または変更することができる。

- (1) 助成金交付申請書等提出書類に虚偽の記載があることが判明したとき
- (2) 第6条第1項第3号の助成事業の中止または廃止の申請があったとき
- (3) 助成対象個人もしくはグループが、助成金を助成事業以外の用途に使用したとき、また助成対象事業の活動内容が助成金の交付決定時の計画を大幅に逸脱したとき
- (4) 助成対象個人もしくはグループが、助成事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をしたとき
- (5) 助成対象事業に関し年間事業報告、中間事業報告、経費報告、その他当財団から求められた報告が行われないうとき、または、助成金の交付決定がされた後3か月が経過しても助成対象事業が開始されないとき
- (6) 死亡、傷害等のために助成事業の遂行ができなくなったとき、その他交付決定後生じた事情の変更等により、助成事業の全部または一部を継続する必要がなくなったとき

2. 代表理事が前項の規定に基づき取消または変更を行おうとする場合には、選考委員会と協議するものとする。

第9条（助成金の経理）

助成対象個人もしくはグループは、助成事業についての収支簿を備え、他の経理と区別して助成事業の収入額および支出額を記載し、およびその支出内容を証する書類を整備して、助成金の使途を明らかにしておかなければならない。

第10条（実施細目）

この規程の実施について必要な事項は、別に定める。

2021年10月25日施行